

JIS

UDC 661.731.7 : 547.292'214

K 1514

酢 酸 ブ チ ル

JIS K 1514-1994

平成 6 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 28.5.25 改正：平成 6.2.1

官報公示：平成 6.2.8

原案作成協力者：酢酸工業会

審議部会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 中島 利誠）

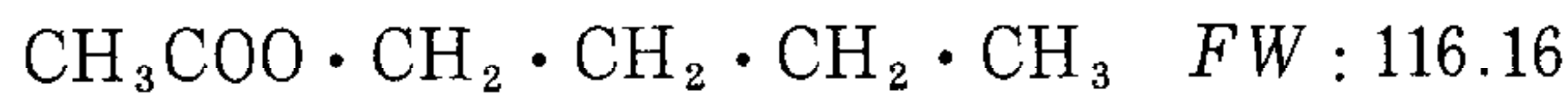
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

酢酸ブチル

K 1514-1991

Butyl acetate



1. 適用範囲 この規格は、工業用の酢酸ブチルについて規定する。

備考1. この規格でいう酢酸ブチルは、酢酸正ブチル、酢酸-*n*-ブチル、酢酸ノルマルブチル、*n*-ブチルアセテートなどといわれることもある。

2. この規格の引用規格を、付表1に示す。

3. この規格の対応国際規格を、付表2に示す。

2. 品質 品質は、3.によって試験したとき、表1のとおりとする。

表1 品質

項目	品質
外観	異物がなく透明な液体
色 ハーゼン色数	10以下
密度(20℃) g/cm ³	0.878~0.883
純分 %	99.0以上
水分 %	0.1以下
蒸発残分 %	0.005以下
酸分 %	0.005以下

3. 試験方法

3.1 一般事項 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050による。

3.2 数値の丸め方 JIS Z 8401による。

3.3 試料採取方法 品質が均一であるとみなすことができる1ロットから製品の容器の種類によって、次に規定する方法で代表試料を採取する。

なお、ロットの設定、試料採取の時期及び場所については、当事者間の合意による。

3.3.1 大形容器(タンク、タンク車、タンクローリー、タンカーなど)の場合

(1) 要旨 大形液体試料採取器を用いて、容器内容物を所定の位置から採取し、所定の割合で適切な試料容器に移し、よく混合して代表試料とする。

(2) 器具

大形液体試料採取器 栓付きの金属製で、規定の深さの所まで入れて栓を開き、試料を満たした後、そのまま取り出すことができるもの。例を図1に示す。